

1920年代植民地朝鮮における 「政治」と「生」の言説

李 慶 美

1. はじめに一植民地朝鮮において「政治」とは
2. 「民族的経綸」と研政会計画—合法的文化運動の政治化
3. 生の政治言説
4. むすびに一植民地朝鮮において「生」とは

1. はじめに一植民地朝鮮において「政治」とは

「朝鮮民族には、現在、政治的生活がない」¹。これは、1924年1月初めに『東亜日報』に掲載された論説のなかの一文である。論説のタイトルは「民族的経綸」、筆者は韓国近代文学の祖としても知られる李光洙（イ・グァンス、1892-1950）であった。当時、李光洙は東亜日報の論説委員を務めており、元旦明けに出されたこの論説は、李個人の見解というより、東亜日報を中心とする民族主義勢力によって出された新年の抱負表明ともいえるものであった。しかして、論説は発表と同時に朝鮮社会に多大な衝撃を与え、その反響は東亜日報非買運動から執筆者李光洙の退社にまで及んだ。

では、この論説は一体なぜそれほどまでに物議を醸したのであろうか。その問題性については、すでに幾度となく指摘されてきた。「朝鮮内で許される範囲内で」²という論説内の表現が、民族運動の「妥協化」と「自治運動」への変換を示していたというものである³。こうした指摘は一面事実といえるが、問題はさほど簡単ではない。

「民族的経綸」が物議を醸した本質的な問題は「政治」にあった。より正確には、「植民

1 李光洙、「民族的経綸（二）政治的結社と運動」『東亜日報』1924年1月3日。

2 同上。

3 東亜日報の論説、とくに「民族的経綸」を自治運動と関連づけて捉える視点は、関連性の強弱に違いがあるとはいえ、韓国近代史において一般的な認識といえる。代表的な研究書としては、以下を挙げられる。姜東鎮、『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心として』（東京大学出版会、1978）；朴賛勝、『韓国近代政治思想史研究：民族主義右派の実力養成運動論』（ソウル：歴史批評社、1992）；金東明、『支配と抵抗、そして協力：植民地朝鮮における日本帝国主義と朝鮮人の政治運動』（ソウル：景仁文化社、2006）。

地」において「政治運動」を模索する際の、その特異な状況にあったといえる。実は、この点はすでに論説においても明言されていた。いささか看過されがちであるが、論説では「なぜ現在、朝鮮民族には政治的な生活がないのか」という質問を投げかけ、その答えを以下の二つの側面から説明していた。

日本が韓国を併合して以来、朝鮮人に対してすべての政治的活動を禁止したのが第一因である。また、併合以来、朝鮮人は日本の統治権を承認するという条件の下で行われるすべての政治的活動、すなわち、参政権や自治権にかかわる運動などはもちろん、日本政府を相手とする独立運動でさえも望まない強力な節介意識を把持してきたことが第二因である⁴。

すなわち、日韓併合によって植民地化されて以来、朝鮮における政治は「支配者」と「民衆」両側面からタブー視されてきたという説明である。支配者にとって、植民地における政治運動は、「独立への懸念を誘発する事態」を意味したとすれば、民衆にとって、それは逆に「独立への意志を曲げる行為」を意味するものに他ならなかった。同じ現象をもってしてもまったく正反対の解釈が絡まりあう、これが「植民地」において「政治運動」を模索する際に立ち現れるパラドックスともいえる状況であった。

「民族的経綸」の問題性とは、こうした状況のなかで、それにもかかわらず政治運動を模索した点にある。だとすれば、その発表は、既存のタブーを打ち破り、「植民地」において「政治」を開始することを宣言したものであったといえる。その意味において、それは「植民地朝鮮における政治言説」の始発点と捉えることができるだろう。では、その言説は「政治」をとりまく皮肉な状況をいかに克服しようとしたのであろうか。

状況を変えるためには、「政治」自体への再解釈が必然的に求められる。1920年代の朝鮮において「生」の言説が生み出された背景には、まさにこうした問題が存在していた。したがって、当時の朝鮮において「生」の言説が形成された過程をみることは、すなわち、「政治」への再解釈を知ることと同義といえる。またそれは同時に、「新たな政治言説」を明らかにすることとなるだろう。

本稿では以上の観点から、1920年代、植民地朝鮮において形成された「生の政治言説」を考察する。だが、先に断っておけば、その分析はあくまで試論的なもので、植民地朝鮮において「生」のもつ意義を知るためのほんの一側面を照らしたにすぎない。その意義を本格的に知るには、近代東アジア全体を射程に据えた思想史のアプローチが必要といえるが、もとよりその力量をもちあわせていない。したがって、本稿では「生」のもつ意義を喚起することを当面の目標に問題提起を試みたい。

4 李光洙、「民族的経綸(二) 政治的結社と運動」『東亜日報』1924年1月3日。

さて、本論に入る前に、これまで植民地における政治の問題を取り扱ってきた先行研究に触れておきたい。ポストコロニアル時代の植民地研究において、並木真人や尹海東（ユン・ヘドン）による問題提起のもつ研究史的意義については、すでに多くの論者によって語られてきた。いわゆる「植民地近代性論」として括られる議論のなかで、「侵略と抵抗の二分法」や「グレーゾーン」、「植民地公共性」など様々な概念が提示されてきた⁵。だが、そもそもその問題提起の根底に、「植民地における政治」に対する問いがあったことはあまり認知されていない⁶。

従来の植民地研究は「国民国家の存在を暗黙裡の前提」としてきた。そうした観点が「植民地の政治史に対しても疑似的に準用」された結果、植民地はまるで「擬制国家」のように扱われ、「植民地における政治生活の一面のみを取り上げる」研究状況が生み出されてきた。これが「植民政策史」と「民族運動史」、言い換えれば、「侵略」と「抵抗」の二項対立に異議を唱えた際に、並木の根底にあった問題意識といえる⁷。

従来の「政治」理解へ一石を投じたという点では、尹海東も同様であった。「韓国の民族主義歴史学は、植民地支配をうけた期間を、近代民族国家を形成するための過程として理解することによって」「民族解放運動史中心の政治史理解」に固執してきた。尹はこれに対し、「抵抗という行為を新たに概念化し「政治史」を復元する必要がある」ことを主張したのである⁸。

尹海東のいう「グレーゾーン」とは、従来の政治理解では把握しきれなかった領域にあえて「政治的なもの」を見出す概念であった。またそれは「公的なもの」を意味するという点で、「植民地公共性」が出現する領域でもあった⁹。並木のいう「バーゲニング」(bargaining)もまた、尹海東の「グレーゾーン」や「植民地公共性」と連動する概念である。それは「帝国主義の支配とそれに抵抗する民族解放運動」という従来の「枠組みに納まりきれない、植民地空間」において把握可能な政治的行為を意味した¹⁰。

並木と尹海東の共通点は、「植民地朝鮮」という空間において「新たな政治」を見出そ

5 研究史における議論をまとめたものとして、松本武祝、「植民地的近代」をめぐる近年の朝鮮史研究『植民地近代の視座』（岩波書店、2004）；三ツ井崇、「朝鮮」『日本植民地研究の現状と課題』（アテネ社、2008）。

6 例外として、並木と尹海東の議論を「政治」という観点から言及した論考として、戸邊秀明、「ポストコロニアリズムと帝国史研究」『日本植民地研究の現状と課題』（2008）；岡本真希子、「植民地期の政治史を描く視角について」『思想』1029（2010）。

7 並木真人、「植民地朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において」『朝鮮史研究会論文集』31（1993）。

8 尹海東、「植民地認識の「灰色地帯」：日帝下「公共性」と規律権力」『当代批評』13（2000）。

9 同上。

10 並木真人、「植民地朝鮮における「公共性」の検討」『東アジアの公論形成』（東京大学出版会、2004）。

うとした点にあったといえよう。そして、まさにこの点において、両者の問題意識は「民族的経綸」の置かれていた状況とオーバーラップする。ともに「政治」を語るうえで、「国家」あるいは「独立」という基準が困難な状況を作り上げているからである。こうした点からも、「植民地における政治」を扱う本稿の試みは、過去と現在をつなぐ研究テーマといえる。

以下、本論ではまず「民族的経綸」が発表された当時の状況を、それと並行して進められた研政会計画とあわせて考察する。目的は、それが朝鮮の民族運動にとっていかなる分岐点を示したのかを論じることにある（2章）。こうした状況をふまえて、政治運動を実践するためにいかなる言説的試みがなされたのを分析する。それは「政治」への再解釈を模索するもので、その過程で形成された「生の政治言説」の骨組みを明らかにしたい（3章）。

2. 「民族的経綸」と研政会計画—合法的文化運動の政治化

「民族的経綸」が朝鮮社会に物議を醸した主因は、併合以来タブー視されてきた「政治運動」の表明にあったこと、それが「生の政治言説」の始発点を意味したことについては先に言及した。ここでは、その言説の分析に先立ち、「民族的経綸」を出現させた当時の状況について、簡単にまとめておきたい。それは言説をとりまくコンテクストに対する理解でもあり、また、言説を生み出した主体への理解にも繋がるものといえる。

周知のとおり、1920年代初め、朝鮮では各種の「団体」が爆発的に出現した。それは、3.1運動後の「文化政治」の結果でもあった。当時、総督府では朝鮮の「独立運動」から派生した「実力養成」路線を、「帝国の羈絆離脱や独立恢復を目的としない運動」へと引導していく方針を固めていた¹¹。すなわち、帝国の「主権性」に抵触しない範囲内での育成が意図されていたのである。これによって、独立運動への懐柔や親日政策が進められたが、同時に、これまで抑え込まれていた団体活動への欲求を噴出させることとなった。その結果が、いわゆる「文化運動」の出現である。

文化運動は、当初、総督府の意図した分野において勃興した。運動側の意図は「独立」のための「実力養成」にあったとしても、団体結成には帝国の「主権性」を受け容れることが前提条件とされたためである。具体的に、それは「教育」や「経済」、あるいは「言語」の分野を中心に勃興した¹²。この点で文化運動は当初「非政治的」な分野において模索されたといえる。

11 「朝鮮民族運動に対する対策」『斎藤実関係文書』書類の部1、No.95-10。

12 Michael E. Robinson、『日帝下文化的民族主義』（ソウル：ナナム、1990）。[*Cultural nationalism in colonial Korea, 1920-1925* (Seattle: University of Washington Press, c1988)]

その非政治主義は、運動を行う側においても明確に意識された方針でもあった。例を挙げれば、李光洙が1922年5月に発表した「民族改造論」においても、政治に対する不干渉がくりかえし強調されていた。「民族改造論」は、上海から帰国した李光洙が朝鮮の実力養成運動（文化運動）の指針書として提示した論説であったという点からも、その非政治主義は重要な特徴であったといえる¹³。

だが、こうした状況も1920年代も中盤に差し掛かる頃になると変化する。「政治的」な分野における団体結成への模索が本格化したためである。とくに、「民族的経綸」が発表される数ヶ月前から、民族主義者たちの間でその動きが現れていた。「研政会」と呼ばれる団体の組織計画が進められたのである。

研政会計画については、警察当局の内部文書¹⁴や東亜日報の記事¹⁵、主導者の伝記¹⁶などを通じて知ることができるが、記録された内容に違いも少なくない。それらの共通点をつなぎ合わせると、以下の内容にまとめられる。

1923年の半ばを過ぎる頃には、既存の文化運動に対する限界が意識されていた。そうした時期に「新たな民族団体」の結成を決意した東亜日報の金性洙（キム・ソンス）と宋鎮禹（ソン・ジヌ）は、秋頃から天道教の崔麟（チェ・リン）や、後日、朝鮮日報を担う申錫雨（シン・ソグ）など同志を集い、小規模の会合を繰り返していた。そうして12月末には、忘年会の名目で大規模な会合が目論まれたのだが、そこで、計画の推進メンバーが選ばれ、研政会という名称も決められたという。

推進メンバーが誰であったかは不明だが、計画の立案者が東亜日報勢力であった点はほぼ確実といえる。推進メンバーは12月末の会合以降、幾度かの集まりをもったとされるが、おそらく発起人を集うなど結成の手続きを進めていたものと思われる。そこへ出されたのが「民族的経綸」であった。状況から鑑みて、研政会の発起に先立ち、その趣旨を広く表明する意図で出されたと思われるが、冒頭で触れたように、「政治」の抱える問題性によって予想を上回る物議を醸すこととなる。その余波により、研政会もまた頓挫してしまった。

以上のように、「民族的経綸」の背景には「研政会」という団体の組織計画があり、それは東亜日報を中心とする民族主義勢力によって主導された。彼らが「植民地朝鮮」において「政治運動」を模索し、そのために政治の再解釈、すなわち「新たな政治言説」の構成を試みた主体であったといえる。では、これまでこうした研政会の性格についてはどのような理解がなされてきたのだろうか。

13 李光洙、「民族改造論」『開闢』1922年5月号。

14 「独立運動終息後に於ける民族運動の梗概」『斎藤実関係文書』書類の部1、No.95-16。

15 「両問題の真相」『東亜日報』1924年4月23日。

16 『仁村金性洙伝』（仁村記念会、1976）。

研政会については、当時、労農総同盟臨時大会において、その性格が糾弾されている。労農総同盟は、朝鮮の社会主義運動の両翼を担っていたソウル派と北風派の協同によって実現したもので、当時、行き詰まりをみせていた民族主義者中心の文化運動を凌ぐ勢いで拡大していた。したがって、大会での糾弾は、社会主義者による民族主義者批判という性格を帯びていたが、そこで研政会の性格は「親日団体」として位置づけられていた。

臨時大会では「反動勢力および妨害者に関する件」という議題が設けられていたが、これには金鍾範（キム・ジョンボム）が調査にあっていた。金の報告によると、研政会計画は、警務局長の丸山鶴吉をはじめ総督府の高官らと事前協議したうえで進められたもので、各派有志連盟となら変わることはない団体である¹⁷。つまり、研政会を各派有志連盟と同質の団体として非難しているのだが、当時、各派有志連盟は国民協会の主導によって組織された「親日団体の連合体」として認識されていた。

周知のとおり、国民協会は日韓併合の精神を賛美する大日本主義を掲げ、日本帝国議会に対する参政権請願運動を主導してきた団体で、会長である閔元植（ミン・ウォンシク）の死後もその方針は受け継がれていた。こうした団体との同質性が主張されていた点で、当時、研政会のめざす政治運動は「参政権運動」であると捉えられていたといえる。あるいは、社会主義者側にとっては「参政権運動」と「自治運動」を分けて認識すること自体が意味をもたなかったともいえよう。

先にも指摘したように、これまでの研究において研政会の性格は「自治運動」と強く関連づけて捉えられてきた¹⁸。しかし、その根拠は遡及的なものであったと言わざるを得ない。計画が頓挫した研政会は、1926年の秋頃には再び復活が模索された。これを主導した主体にはさほど相違はなかったが、政治運動の性格については前回とは異なる意図が示された。計画の推進過程で主導者によって「自治運動」が言及されたのである。これが起爆剤となり、反対派によって結成されたのが新幹会であった。「自治」と「反自治」、あるいは「妥協」と「非妥協」という構図は、この時点において形成されたのである。

研政会と自治運動を関連づける立場は、こうした構図を最初の計画時に遡及して捉えている傾向を否認しない。その蓋然性までは否定しえないとしても、少なくとも1924年の時点で研政会を自治運動団体と規定しえる根拠はどこにもない。後述するが、むしろこの段階においては、具体的な運動形態を決定しないことこそが、その政治運動の特徴であったといえる。

最後に、研政会の性格に関して、これまでの傾向とは多少異なる見解を示しているのが尹徳永（ユン・ドギョン）の研究である。そこでは研政会が「合法的な空間で政治運動を模索した団体」として位置づけられている。これまでのように、参政権運動や自治運動と

17 「労農総同盟臨時大会」『朝鮮日報』1924年4月22日。

18 注3と同じ。

いった具体的な運動形態に関連づけるよりも「合法的な政治運動」という側面を強調した観点といえる¹⁹。本稿の観点もこれと同様のものといえるが、厳密にいうと、研政会および「民族的経綸」のもつ意義は、それがこれまでの「合法的な文化運動」を「政治的」な次元にまで拡張させようとした点にある。いうなれば、「合法的文化運動の政治化」という点が最大の特徴であり、朝鮮民族運動史における意義であったといえる。

先に見たように、3.1運動後、総督府では朝鮮の独立運動を「帝国の主権性に抵触しない運動」へと懐柔する方針をとっていた。それが支配者側からみた「文化運動」の枠組み、すなわち「合法性」を判断する基準であったといえるが、その枠組みには「親日勢力」のみが包摂されたのではなかった。3.1運動の一翼を担った「民族主義勢力」もまたその枠組みを受け容れ、「合法性」の枠内で民族運動の勢力化、すなわち朝鮮民族の「主体化」を模索したといえる。そして、その主体化の次元を「文化」から「政治」へと拡張させようとした点に、研政会計画と「民族的経綸」の歴史的意義が評価されるべきだろう。

「合法的文化運動の政治化」は、それまで合法性の「外側」に位置づけられてきた「政治」を「内側」へと引き込む行為であった。論説の表現を借りるならば、それは植民地朝鮮において「許される範囲内」²⁰に「政治運動」を位置づけるものであった。こうして「帝国の主権性」に抵触しない範囲内に包摂された「政治」は、既存の、いうなれば「非合法的」な意味合いを持ち続けることはできない。ここに新たに「生の政治言説」が生み出されるコンテクストが出現したといえる。

3. 生の政治言説

では、新たな「政治」はどのように意味化されたのだろうか。1924年1月29日、東亜日報は「民族的経綸」が招いた事態を収束するため、論説で提唱した「政治的結社」の意味を弁明する論説を掲載した。

要するに、問題は「政治的結社」という意味に疑問が集まっていることであろう。しかし、我々の生存権を統一的かつ系統的に保障し拡張するうえで、それを政治的結社と呼ぶことになんの問題があるだろうか。現代において生活を離れた政治はなく、政治を離れて生活を向上させることもできない。我々の主張は、こうしたすべての生活運動を、民族自体の団結力によって向上発展させるべきというものである。民族的に

19 尹徳永、「1920年代前半東亜日報系列の政治運動構想と「民族的中心勢力」論」『歴史問題研究』24 (2010)。

20 李光洙、「民族的経綸 (二) 政治的結社と運動」『東亜日報』1924年1月3日。

団結を作り出し、団結の力によって我々の経済および教育問題を発展向上させることが、ここ〔植民地朝鮮－引用者〕における政治的結社ではないのか。その意味において「政治的結社と運動」を提唱したにすぎない²¹。

上記引用文において政治的結社とは、朝鮮民族の「生存権」を保障するための団体として定義されている。すなわち、「生」の問題を中心に活動する団体であることが明示されているが、その理由として「政治」と「生活」の不可分な関係性が強調されている。論説ではこうした不可分性、すなわち「政治＝生活」という図式にそって、自身の提唱した「政治運動」を「生活運動」として位置づけているのである。

「合法的文化運動の政治化」を模索した「民族的経綸」は、言い換えれば「合法的政治運動」の提唱を意図したものであったといえるが、そのためには「政治」の読み替えが求められた。「合法性」という枠組みに収容しうる意味への変換、それが「生活」という言葉に与えられた役割であったといえる。

「生活」と不可分な「政治」へと再解釈すること、「政治＝生活」という結合の傍らで進められたのが「独立」からの分離であった。

冒頭でも言及したが、「民族的経綸」では「植民地朝鮮における政治」をとりまく困難な状況を二つの側面－支配者と民衆からのタブー視－から説明した。「この二つの原因によって、これまで行われてきた政治的運動は、全く日本を敵国視した運動のみ」となってきたが、「こうした種類の政治運動は海外においてのみ可能なもので、もし国内で行うとするなら秘密結社的なものにしか」ならなかった²²。政治運動が「独立」と結びつく以上、それは帝国の「主権性」に抵触するものとならざるをえず、ゆえに「合法性」の「外側」にしか活動の場を見出せない。これは、「政治＝独立」という現状の困難さを指摘したもので、こうした問題意識が「朝鮮民族には、現在、政治的生活がない」という冒頭の一文を生み出していたのである。

したがって、1月29日の論説では、自身の提唱する政治運動を「生活」と結合させる一方で、それを「独立」から分離させる試みも行われた。「政治＝生活」は「政治≠独立」と表裏一体の作業として進められたのである。

それゆえ〔政治的結社は生活運動を意味するがゆえに－引用者〕、当初から主権組織の政治的方面には言及しなかった。また、かりに我々の最高の政治的理想がそこにあったとしても、到底議論する自由のないことを知らなければならぬ。…もし、我々の提唱した「政治的結社と運動」の論旨を、一人でも他の意味に誤解したものが

21 「政治的結社と運動について」『東亜日報』1924年1月29日。

22 李光洙、「民族的経綸（二）政治的結社と運動」『東亜日報』1924年1月3日。

いたとすれば、その責任はあくまで修辞の拙さにあり、決して論文の主旨ではないことをここに一言する²³。

上文では、自身の提唱する政治運動が「主権組織の政治的方面」とは無関係であることが強調されている。まわりくどい表現を駆使しているが、要は、帝国の「主権性」あるいは朝鮮の「独立」に関わる意味で「政治」を持ち出しているのではないという点を弁明しているのである。

もしかりに、そこに究極の理想があったとしても「議論の自由がない」という一文に「植民地朝鮮」の現状が如実に表れているが、だからといって論説の主張を敗北的なものとしてのみ理解すべきではない。それはたしかに「独立」からの分離を試みてはいたが、同時に、「生活」への結合という積極的な側面も持ち合わせていたからである。「生」による「政治」の再解釈は、「独立」が弾圧される現状の回避という側面ももっていたが、一方で「新たな政治領域」を開拓する言説行為でもあったからである。この新たな領域において民族運動の勢力化を図るという点、すなわち朝鮮民族の「政治主体化」という企図に「生の政治言説」に託された役割があったといえる。

先に触れたように、研政会の結成によって具体化が目指された「政治運動＝生活運動」は、特定の運動形態を志向してはいなかった。だとすれば、その運動はなにを目指すべき価値としていたのだろうか。特定の運動形態を示さなかった以上、蓋然性による判断は避けられないように思えるが、研政会への既存の理解がそうであったように、それは時として性急なものとなりうる。したがって、ここではむしろ特定の運動形態を設定しなかったことによって掲げられた「理想」に注目して、その運動の性格を理解してみたい。

研政会計画と「民族的経綸」は、新たな政治運動が実践に移される分岐点としての意義をもつが、そこに至るまでの議論自体は1923年の初め頃から徐々に現れていた。まず、『開闢』1月号に「朝鮮の特異な事情とこれに対する特異な救済策」というタイトルの論説が載せられた。論説は、朝鮮の現状とその対策を三つの分野ごとに論じるという形式をとっているが、その際に、「政治的ないし社会的」分野が設けられた。

まず、経済的分野においては、帰農運動と国産運動が提唱された。耕作地の占有率を上げるためには、学校教育を受けた者が帰農し、農作地の開墾と農作法の改良を指導しなければならない。その一方で、後れた商工業のために国産品の購買を支える生産組合をつくるべきことが主張された。とくに、後者の国産運動は、文化運動においてすでに経済的分野を担っていた物産奨励運動と、そこで提起された生産同盟に関する議論と同一線上のものと理解できる。論説では生産組合の例として自作会に言及しているが、これは朝鮮物産奨励会を結成した団体の一つで、李光洙の指導の下、延禧専門学校（現在の延世大学）の

23 「政治的結社と運動について」『東亜日報』1924年1月29日。

学生らが運営していた。

一方、道徳的分野については、まずそれが根幹となる分野であることが強調された。いかなる分野の団体であっても、その結成にあたってはメンバー個々人の人格が重要となる。ゆえに、道徳的分野の団体がことさらに重要な役割を担うという主張である。具体的には「精神を修養する機関」となり様々な徳目－奉仕、信頼、信義、勇気、愛団心、遵法、献身など－を育成する役割が論じられた。こうした内容は、先に言及した「民族改造論」と連動するもので、その実践団体として結成された「修養同盟会」(1922)に具体的な姿を認められるだろう。

そして、最後に掲げられたのが「政治的ないし社会的」分野であった。だが、1月の論説ではこの分野について、わずか一行しか論じられなかった。「とくに深刻に論じたく、また、切実に主張したい」分野であるため、後日別途に発表することが約束されたのである。わずかに提示された一行では、その分野の核心が「民族的中心団体」の結成にあることが強調された²⁴。

政治的分野において民族的中心団体の結成を促すという、まさにこの点において、1月の論説は「民族的経綸」へとつながる。「民族的経綸」では合法的政治結社を組織すべき理由を以下の二点から説明していた。

(一) 我々の当面の民族的権利と利益を擁護するため。(二) 朝鮮人を政治的に訓練し、団結して民族の政治的中心勢力を作ることによって、将来、久遠な政治運動の基礎を成すため²⁵。[傍点は引用者]

第一の点は「生存権」の保障を核にすえた前出の引用文(1924年1月29日の論説)の内容とつながる文脈であるが、第二の点は、「政治的分野」において「民族的中心団体」の結成を促した1923年1月の論説とつながる文脈である。重要なのは、「政治的」次元への拡張を決定づけた「民族的経綸」の端緒が、1923年1月の論説において確認される点であり、そして、両論説の中間に後日発表を約束した論説が出された。1923年4月の『開闢』に掲載された「すぐにやるべき民族的中心勢力の作成」がそれである。そこでは、現在の朝鮮には「民族的意志がない」という嘆きから議論がはじめられる。

朝鮮民族の意志を誰に聞くべきであろうか。李完用に聞くべきか、金明濬に聞くべきか。あるいは、独立主義といわれる東亜日報の社長や『東明』の主幹に聞くべきか。それとも、社会主義といわれる『新生活』の社長に聞くべきか。聞けば各々答えはす

24 ここまでの引用は、「朝鮮の特異な事情とこれに対する特異な救済策」『開闢』1923年1月号。

25 李光洙、「民族的経綸(二)政治的結社と運動」『東亜日報』1924年1月3日。

るだろう。だが、それは個人の返答である。彼らの答えはいずれも朝鮮民族を代表する返答であることを許されないだろう²⁶。

日韓併合条約に署名した李完用（イ・ワニョン）や閔元植の後を継いだ国民協会の金明濬（キム・ミョンジュン）は親日派の象徴といえる。また、東亜日報の社長を務めた宋鎮禹や雑誌『東明』の主幹・崔南善（チェ・ナムソン）は民族主義勢力を代表する人物であり、朴熙道（パク・ヒイド）が社長を務めた『新生活』は停刊処分の対象ともなった社会主義系の雑誌であった。論説では、そのうち誰をとっても個人の意見にすぎず、「民族の意志」を形成しえていない現状を嘆いているのである。ゆえに、「民族の意志」を形成しうる団体を結成しようというのが、政治的分野において民族的中心勢力の作成を叫ぶ論説の要旨であった。

では、民族的中心団体はどのような運動を目指す団体として提示されていただろうか。この点についても論説は上記引用文と同じく、「同化主義」「自治主義」「独立主義」「社会主義」など現状の可能性すべてに言及しつつも、いずれも選択しない論法をとっていた。具体的な運動形態を設定しない立場がここでも貫かれているのである。ただ、その代わりに団体の性格は以下のように説明された。

最もその民族の心に適う理想を理想とし、その理想に達するために一定の計画をもって固く団結した団体、それがその民族の中心勢力となるのである²⁷。

団体が「民族の中心勢力」となりえる所以は、それが民族の「理想」に最も適合することにある。民族の心（＝意志）と理想を引き合いに出す、まさにこの点において、論説は再び「民族的経綸」へとつながる。

「民族的意思がない」という問題提起は「民族的経綸」の冒頭にもみられるものであった。そこでは、朝鮮の将来を語る数多の意見いずれもが「朝鮮民族の答えではない。ただ、彼ら個人の答え」²⁸にすぎないことが批判された。では、「民族的経綸」において政治的結社の「理想」はどのように語られていただろうか。まず、1924年1月29日の論説では、以下のように述べていた。

われら民族の政治的最高理想は、炳若日星に²⁹、民族自体の決定によって解決される

26 「すぐにやるべき民族的中心勢力の作成」『開闢』1923年4月号。

27 同上。

28 李光洙、「民族的経綸（一）民族百年大計の要」『東亜日報』1924年1月2日。

29 「太陽や星の如く明るく」という意味。

ものであることは確然たる事実である。…だが、我々がそのような政治的最高理想を解決する方法としては、なによりも民族的団結を堅固にし、今から当面の権利と利益を増進させる必要があるのではないか³⁰。[傍点は引用者]

「民族の政治的最高理想」という言葉には、二つの意味合いが読み取れる。「主権組織の政治方面」を議論する自由のない状況において、それは「独立」を匂わせる言葉でもあった。がしかし、その一方で、それは「民族自体の決定」を意味するものでもあった。言い換えれば、朝鮮民族による「自己決定」という「理想」がここでは掲げられていたといえる。

民族自決権が独立を意味することは公然の事実だが、ここではあえて二つの意味合いを分けて考えるべきだろう。上述のように、1920年代の植民地朝鮮における政治言説は「独立」からの分離という側面をもっていたからである。すなわち、「独立」とは結合しない「自決権」がここでは語られているのである。

「自己決定」を「理想」とする点は、「民族的経緯」においても明示されていた。

その政治的結社の最高かつ最後の目的は何か。それはおそらくこう言えるだろう。政治的結社が生長するのをまって、その結社自身によってすべての問題を自ら決定させることだと³¹。

すべての問題を「自己決定」すること、それが「政治的結社」の「最高かつ最後の目的」であった。

4. むすびに一植民地朝鮮において「生」とは

本稿では、1920年代、植民地朝鮮において形成された「生の政治言説」を、「合法的文化運動の政治化」を模索する一連の動きを背景に考察した。そこでは「政治」を、「独立」と結合した既存の意味合いから引き離すと同時に、「生活」という新たな概念へと結合させる言説的試みがなされていた。そうした試みによって、植民地における「政治運動」は「生活運動」として表象され、帝国の「主権性」に抵触しない枠内において朝鮮民族を「政治主体化」する機会が模索された。こうした「政治運動＝生活運動」をどう性格づけるかは、現在の研究史的観点からみても、非常に難問である。本稿では、これを「生の政治言説」において強調された「自己決定」という理想を着眼点に読み取ろうとした。

30 「政治的結社と運動について」『東亜日報』1924年1月29日。

31 李光洙、「民族的経緯（二）政治的結社と運動」『東亜日報』1924年1月3日。

以下では、本稿の分析が植民地研究にいかなる意義を提示できるかを二点にまとめて論じてみたい。

まず第一に、植民地朝鮮の政治運動に対する既存の認識への問題提起だろう。もちろん、問題提起自体は並木や尹海東からはじまり、これまでも幾度となくされてきた。がしかし、その反証となる分析は必ずしも十分にされてきたとはいえない。研政会に対する既存の評価を通じてわかることは、植民地期の政治運動をめぐる二項対立的な観点が過渡に強調された場合、いかに実態が把握されにくくなるかという問題であった。研政会を「自治運動」と関連づける遡及的視点は、その裏面において「反自治＝非妥協＝独立運動」としての新幹会への堅固な信念を支えている。それが新幹会の性格の一面を捉えていることは否定できないが、「自治と独立」「妥協と非妥協」を過渡に対立させる構図は、新幹会もまた研政会と同様の「合法的政治運動」であった事実を見えにくくする。そこでは研政会の提示した「生活運動」という側面だけでなく、さらにいえば、新幹会の主導者が提示した「生存運動」という側面も消却される³²。もし両者を「生の政治運動」として捉え返すことができるのなら、問われるべきは「独立」という価値ではなく「生」のもつ意義となるだろう。

植民地朝鮮において「政治」とはなにか。これを真に考えるためには「生」のもつ意義が問われなければならない。この点を、かろうじて説得力をもった問題提起にこぎつけたことが、本稿が提示できる第二の意義といえる。「独立」ではなく「生」の文脈において「政治」を再解釈し、その新たな領域に目を向けることは「抵抗」という概念をも読み替える可能性に繋がる。「独立」という価値によって二項対立的に裁断されてきた「政治」を、「生」の領域に置いたとき、「抵抗」にいかなる本質を見出せるか。すくなくとも、それはより「普遍的」な文脈へと既存の概念を解きほぐしてゆく手がかりとなるだろう。

【参考文献】

1. 一次文献

『斎藤実関係文書』

『開闢』

『東亜日報』

『朝鮮日報』

2. 二次文献

姜東鎮、『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心として』（東京大学出版会、1978）。

32 新幹会では「生存運動」という自己規定のもと、運動論が展開された。この点から筆者は、従来「民族協同戦線」として捉えられてきた新幹会もまた「生の政治運動」として捉えうるとみているが、詳細は別稿で論じたい。

- 戸邊秀明、「ポストコロニアリズムと帝国史研究」『日本植民地研究の現状と課題』(2008)。
- 並木真人、「植民地朝鮮における「公共性」の検討」『東アジアの公論形成』(東京大学出版会、2004)。
- 松本武祝、「「植民地的近代」をめぐる近年の朝鮮史研究」『植民地近代の視座』(岩波書店、2004)。
- 三ツ井崇、「朝鮮」『日本植民地研究の現状と課題』(アテネ社、2008)。
- 岡本真希子、「植民地期の政治史を描く視角について」『思想』1029(2010)。
- 並木真人、「植民地朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において」『朝鮮史研究会論文集』31(1993)。
- 『仁村金性洙伝』(仁村記念会、1976)。
- 朴賛勝、『韓国近代政治思想史研究：民族主義右派の実力養成運動論』(ソウル：歴史批評社、1992)。
- 金東明、『支配と抵抗、そして協力：植民地朝鮮における日本帝国主義と朝鮮人の政治運動』(ソウル：景仁文化社、2006)。
- Michael E. Robinson、『日帝下文化的民族主義』(ソウル：ナナム、1990)。[*Cultural nationalism in colonial Korea, 1920-1925* (Seattle : University of Washington Press, c1988)]
- 尹徳永、「1920年代前半東亞日報系列の政治運動構想と「民族的中心勢力」論」『歴史問題研究』24(2010)。
- 尹海東、「植民地認識の「灰色地帯」：日帝下「公共性」と規律権力」『当代批評』13(2000)。